日弁連委員会ニュース

子どもの権利ニュース

編集責任：日弁連子どもの権利委員会
2022年4月1日　第21号

4月号　CONTENTS

子どもの権利ニュース……1・2面
日弁連高齢者・障害者権利支援センターニュース……3・4面
日弁連刑事弁護センターニュース……5面
刑事拘禁制度改革実現本部ニュース……6面
情報問題ニュース……7面
刑事法制委員会ニュース……8面
貧困問題対策本部ニュース……9面
取調べの可視化ニュース……10面
接見交通最前線……11面
市民のための法教育委員会ニュース……12面
家事法制ニュース……13面
国内人権機関実現委員会ニュース……14面
現場の声を活かして変える刑訴法……15面
司法修習費用問題対策本部ニュース……16面

第32回全国付添人経験交流集会・全体会

子どもの権利委員会幹事　小嶋　敦（京都弁護士会）

2022年2月25日、オンラインで第32回全国付添人経験交流集会が開催されました。

日弁連相原佳子副会長による開会挨拶の後、基調報告では、元家裁調査官で社会福祉士である藤原正範氏を講師に迎え、「元家裁調査官の社会福祉士が考える近未来の少年司法・刑事司法」と題して講演をいただきました。

藤原氏は、刑事裁判を傍聴する中で、被告人の多くが社会的弱者であり、福祉ニーズがあると指摘されました。また、今回の少年法改正までの法制審議会部会の議論、明治時代からの子どもへの刑事政策、戦後の少年法改正経緯について述べられ、戦前、少年事件は主に検察官先議とされていたが、今回の改正で18歳、19歳の家庭裁判所への全件送致主義が維持されるなど、少年司法の歴史から見て、今回の改正は少年法を大きく後退させたものではない（と思いたい）と述べられました。そして、少年法が規定する健全育成実現のため、少年法は教育、治療、支援などに関する社会内資源の総動員を求めていること、問題解決のためには、一人を取り巻く専門職や民間の方々等みんなの力が必要だと強調され、弁護士には少年事件に情熱を持って取り組んでもらいたいという期待を述べられました。

最後に、金矢拓会員（第二東京）から、少年法改正の経過と運用の見通しについて特別報告がありました。改正少年法により、裁判官の判断や付添人活動においても犯情重視となってしまうことも想定されるため、本来すべき要保護性や非行原因の分析対応が軽視されないよう、各地で広く共有してもらいたい等の報告がされました。

第1分科会　検察官送致事件の付添人、弁護人活動

子どもの権利委員会幹事　小河原　亮（群馬弁護士会）

第32回付添人経験交流集会第1分科会のテーマは、「検察官送致事件の付添人・弁護人活動に関する報告」でした。事案の概要は、事件当時18歳の少年が、当時交際していた女性の友人宅に侵入し、はさみを突き付けて口腔性交及び性交をし、全治1週間を要する見込みの右下顎部切傷及び右頬切傷の傷害を負わせたという住居侵入、強制性交等致傷です。

鑑別所の鑑別意見は第一種少年院送致相当であったのに対し、調査官意見は検察官送致相当であり、少年審判の結果は検察官送致でした。検察官送致後の裁判員裁判では、弁護人が情状鑑定及びいわゆる55条移送（少年法第55条）の主張をしたことから、55条移送の可否が争点になり、審理の結果、55条移送の決定がなされました。移送後の少年審判では、第一種少年院送致決定がなされました。

分科会では、第一種少年院送致決定までの審理経過や、少年への働きかけ、環境調整、被害弁償等の付添人・弁護人活動、情状鑑定の鑑定事項、55条移送の要件についての裁判所の裁判員に対する説明内容等について報告があり、その後、活発な質疑応答も行われました。

第2分科会　虐待を受けた少年が父親を殺害した事件に関する事例報告
～二つの殺人保護事件を比較して～

子どもの権利委員会委員　井原　綾子（神奈川県弁護士会）

2021年度全国付添人経験交流集会において、神奈川県弁護士会は、「虐待を受けた少年が父親を殺害した事件に関する事例報告～二つの殺人保護事件を比較して～」と題した分科会を担当しました。二つの事件について、公判での情状鑑定や事件相談を担当された元家裁調査官である、須藤明駒沢女子大学教授をお招きし、事例報告に加えて、須藤教授と弁護士でのパネルディスカッションを行いました。パネルディスカッションの中では、二つの事件の共通点と相違点について検討するとともに、虐待、特に心理的虐待が犯罪の動機形成に及ぼす影響や、心理的虐待についての基本的理解をどのようにわかりやすく正確に裁判所に伝えるかについての難しさが挙げられました。また、児童相談所の関わりがあった少年については、少年についての情報や資料をどのような形で児童相談所から取得するか、逆送されて公判となった場合、児童相談所から取得した情報についてどのように公判に顕出したらよいかについては大変難しい問題であるとの指摘もありました。今回の事件のように、付添人活動において児童福祉や児童虐待についての理解が必要になる場面も多いことから、さらなる研鑽が必要であるとの感想が述べられました。参加者の方々からたくさんの御質問を頂戴し、充実した分科会となりました。

第3分科会　子どものための面会交流
～子どもの視点から、離れて暮らす親と子の交流を考える～

子どもの権利委員会幹事　柿崎　博昭（静岡県弁護士会）

前半では、臨床心理士である東京国際大学の小田切紀子教授から、心理職の立場から子どものための面会交流をどのように実現するかという演題でお話しいただきました。成長発達段階に応じた子どもによる離婚についての理解と注意点、子どもの意思というよりは「気持ち」を聞くこと及び「気持ち」は変わり得る性質のものであるとの理解の重要性、そして、専門家による面会交流支援の必要性などのお話しがありました。

また、平谷優子会員（広島）からは、経験事例を交えながら、親の代理人として父母ともに「子どものために」努力しようと思える環境づくりの支援ほか面会交流事件関与の際の心構えなど、浦弘文会員（兵庫県）からは、児童相談所の勤務弁護士として、子どもの最善の利益の観点から親子交流の実施や子どもの意思を把握する心掛けの実践報告がありました。

後半は、個別発表をいただいた3名を交え、奥野哲也会員（岡山）の軽妙な語り口による司会で進行しました。代理人や児童相談所職員の考えや関わり方によって子どもの人生が変わってしまうこと、子どもには周囲の大人に最善の環境整備を求めていく権利があり、面会交流の機会の設定もその一つであると考えるべきこと、関わる弁護士などの専門家は父母それぞれの辛さも理解しようと努めながら支援していくことの重要性などが話されました。

当日は、Zoomのトラブルにより一部登壇順を変更させていただきましたが、本企画がこれからの実務に役立ち、子どものための面会交流、親子交流が実現することを願っています。

第4分科会　改正少年法下で見込まれる審判と付添人活動

全面的国選付添人制度実現本部事務局長　土橋　央征（大阪弁護士会）

少年法が改正され、18歳と19歳の少年については、特定少年とされ、17歳以下の少年とは一部違う取扱いをすることになりました。改正法は、2022年4月1日から施行されることとなっており、今後の実務対応について、検討が必要です。そこで、第4分科会において、改正法の運用や付添人として注意すべき点について議論を行うことにしました。

まず、尾﨑達会員（埼玉）から、改正法の概要について、簡潔に報告をしました。その後、元裁判官であり少年審判の経験が豊富な波床昌則会員（和歌山）から、家庭裁判所からみた審判の運営について、講演がありました。今回の改正について、少年法が改正されたとしても、少年法の趣旨については変化がなく、これまでどおりの審判がなされるべきである旨、波床会員の経験に基づいて講演がありました。

その後、波床会員と岩佐嘉彦会員（大阪）の間でパネルディスカッションをもちました。改正法を前提に、今後の審理において裁判所と付添人とのコミュニケーションの取り方、新たな逆送類型である少年法62条2項の類型についての考え方や付添人としての主張方法について議論がなされました。

こども家庭庁設置法案及び基本法に関する情勢

子どもの権利委員会委員　芝原　浩一（静岡県弁護士会）

日弁連では、2021年9月17日に「子どもの権利基本法の制定を求める提言」を公表し、子どもの権利基本法の制定、子ども施策に関する総合調整機関の設置、子どもの権利に関する独立した監視機関の設置を求めてきました。このうち、子ども施策に関する総合調整機関の設置に関連して、政府は、2022年2月25日、「こども家庭庁設置法案」（以下「設置法案」といいます。）を閣議決定しました。

1　設置法案の内容

⑴　こども家庭庁の任務

こども家庭庁は、「心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行う」（設置法案第3条第1項）とされています。

意見の尊重、最善の利益という子どもの権利条約（以下、「条約」といいます。）の一般原則に即した文言が入ったことは評価できます。しかし、こども家庭庁が、国連子ども権利委員会が勧告した、子どもの権利に基盤を置いた機関になるためには、2021年12月21日に閣議決定された、「こども施策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」に明記されたように、「児童の権利に関する条約に則」ること、意見の尊重、最善の利益に加え、「全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること」、「いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないようにする」といった条約の4つの一般原則を全て明記することが必要と考えます。

⑵　こども家庭庁の所掌事務・権限等

ア　こども家庭庁には、内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務、子ども・子育て本部が所掌する事務、厚生労働省の子ども家庭局の所掌事務、障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務、文部科学省総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務が移管されます。また、いじめ防止等に関する相談体制その他の地域における体制の整備に関することも所掌事務とされており、いじめ対策に関する取組について、文科省と一体的な対応を推進するものとされています（設置法案第4条参照）。

イ　また、こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができるとされ（設置法案第5条）、こども政策についての司令塔としての機能が期待されています。

ウ　また、内閣総理大臣等の諮問機関として、こども家庭審議会が設置され、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議することとされています（設置法案第6条及び第7条）。

2　今後の課題

日弁連が提言において求めていた「総合調整機関」と同等の機能を発揮し得る「こども家庭庁」設置に向けた法案が審議されるに至ったことは歓迎すべきです。しかし、「こども家庭庁」が、子どもの権利に基盤を置いた「総合調整機関」としての機能を果たすためには、4つの一般原則を中心とした条約を指針とした政策を実施し、子どもの権利の実現を進め、子どもの権利の実現状況を踏まえた政策評価をしていく機関になることが必要です。そのためには、子どもが参加し、政策に子どもの声を直接反映させる仕組みの構築や十分な予算の確保等が求められます。「こどもまんなか社会」実現のため、岸田内閣総理大臣の子どもの声を「聞（聴）く力」に期待したいと思います。

また、条約の国内実施のためには、設置法とは別に、理念法としての子どもの権利基本法の制定は欠かせません。さらに、報道によれば、自民党内において、こどもの権利に関する独立した監視機関、いわゆる「コミッショナー」については、慎重な意見が出ているとのことですが、「こども家庭庁」の政策を含めて、条約の実施が実現されているのかを、監視、評価し、改善をしていくためには、政府から独立した第三者機関を設置する必要があると考えています。

3　今後の各地での取組

今後、「こども家庭庁」が子どもの権利に基盤を置いた「総合調整機関」としての機能を果たすように働きかけをするとともに、子どもの権利基本法の制定及び独立した監視機関の設置を引き続き目指していく必要があります。日弁連は、来る5月9日にシンポジウム「子どもたちからの SOS ～子どもの相談救済機関の意義とその活動を考える～」を開催します。各弁護士会においても、子どもの権利に関するシンポジウム等各種イベントが実施される予定です。皆様奮って御参加ください。

日弁連イベントにはこちらから
お申込みいただけます。

少年院・少年鑑別所視察委員会 弁護士委員全国連絡会議を開催しました

子どもの権利委員会幹事　木下　裕一（大阪弁護士会）

2022年2月1日、本年度2回目の少年院・少年鑑別所視察委員会弁護士委員全国連絡会議を開催しました。コロナ禍の影響により、全面オンラインでの開催となりましたが、全国から約70名の視察委員、バックアップ担当者が出席され、活発な情報交換、議論がなされました。

コロナ禍による収容少年への影響については、主に少年鑑別所において、①隣接している刑務所でクラスターが発生した影響で、刑務所で作っている食事が搬入されず、1週間程度災害用非常食で凌いだ、②濃厚接触が疑われる少年に PCR検査が実施されていない、との報告がされました。いずれも施設に食事、PCR検査の予算措置がされておらず、法務省からの臨時の予算措置もされていないために発生した事態であり、少年の生命、健康の安全に直結することから、各視察委員会単独での対応には限界があり、日弁連として法務省に申入れを行う等の対応が必要ではないか、との認識を共有しました。

また、例年どおり、入浴、冷暖房、食事等、収容少年の健康に直結する処遇環境についても情報交換、議論を行いました。全国の視察委員会による度重なる申入れ、意見によって、入浴、冷暖房の状況については、一定の改善傾向が認められるものの、食事については依然として早すぎる夕食時間（例えば午後4時に夕食開始）が改善されていない等の問題点も報告されました。

今後も連絡会議等を通じて、少年の全国の視察委員間での問題意識の共有に努め、必要があれば日弁連として対応していきたいと考えています。